

西蒲民商ニュース

2025年3月17日

西蒲区巻甲2573の5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

確定申告は3月17日

まで、早めに相談を!

国民健康保険・介護保険・後期高齢医療の控除証明書、生命保険、地震保険の控除証明書を持参ください。

紛失された方は、西蒲区区役所で発行(国保、介護、後期医療費等)

扶養者の氏名、生年月日を忘れずに
民商会費は、3月分までお願いします。

○ 昨年の確定申告控えを必ず持参下さい。

【今年の確定申告の注意点】

○ 自主計算ノート青色に数字を入れて所得(利益)をきめましょう。

○ 事業主本人、収入103万円以下の配偶者や扶養者(16歳未満も含む)は定額減税(3万円)の対象になります。

○ 確定申告書44番に記入しましょう。

○ 昨年、消費税インボイス登録をした人は令和6年の売上全てに消費税がかかります。

○ 昨年のインボイス登録者は令和6年(8年分まで)「2割特例」(荒利益2割)の消費税申告が出来ます。

(令和6年消費税計算例)
売上 800 万円 × 2割
特例 × 10% = 16 万円



労働保険の新規加

入、年度更新を

労働保険の年度更新の時期が来ま

した。労働保険(労災保険、雇用保険)

は従業員を一人以上雇うときに、加入しなければなりません。従業員は、正社員、パート、アルバイト等です。

① 仕事中のケガや病気、労働災害、通勤中の事故等

② 従業員の失業に伴う補償が受けられます。

③ 事業主が入る「特別加入の労災」もあるので加入しましょう。

雇用保険の料率に変更に

① 一般事業	
事業主負担	9 / 1000
労働者負担	5.5 / 1000
② 建設業	
事業主負担	11 / 1000
労働者負担	6.5 / 1000

